現金・通帳などのお預かり、ご返却について

営業店の窓口で職員がお客さまから現金、通帳、証書、入出金伝票等をお預かりする場合、所定の『受取書』 (見本①)をお客さまにお渡ししております。ご面倒とは思いますが、内容をご確認のうえ、必ずお受取り いただくようお願いいたします。

「名刺」や「メモ」等を『受取書』の代わりに使うことは、職員に禁じております。

ただし、次の場合は『受取書』を発行しておりません。

- 渉外担当者がタブレット端末で確認の電子サインを求める場合(2024年1月以降)
- 定期積金の集金 (職員がお客さまの「定期積金通帳」に領収印を押印します)
- 代金取立手形のお預かり(職員がお客さまの 「代金取立手形通帳」に領収印を押印します)
- ●「お振込帳」による振込のお預かり(職員が「振込依頼書お客さま控」に領収印を押印します)

<受取書(見本①)の交付時>(窓口のみ)

現金、通帳、証書などを、後日、お約束の日に、職員がお返しにお伺いする際、お受取りになられる現金、通帳、証書等の内容をご確認のうえ、職員が所持します『受取書(控)』(見本②)のお客様受領欄(見本の A 欄)に 届出印または「お名前」を自筆でご記入いただき、お客様受領欄に受領した日を自筆でご記入いただきますようお願いいたします。









